

平成26年7月実施 松山市臨時的任用職員(薬剤師)採用試験実施要領

次のとおり松山市臨時的任用職員(薬剤師)採用試験を実施します。

1 試験職種及び採用予定人数等

職 種	採用予定人数	勤 務 場 所	職 務
薬剤師	1名	松山市保健所 生活衛生課	食品衛生業務 生活衛生業務

2 受験資格

- (1) 薬剤師の有資格者
- (2) パソコンの基本操作(文書作成・表計算)ができる者
- (3) 次の①から⑤に該当しない者
 - ① 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容

区分	日 時	場 所	合格発表
口述試験	平成26年7月中旬予定 ※受付終了後、申込者に通知します。	松山市保健所 (松山市萱町6丁目30-5)	平成26年7月下旬 (受験者全員に可否を通知します。)

4 申込方法及び受付期間

- (1) 市販のA4判(A3判2つ折り)の履歴書に必要事項を記入し、申込前3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付のうえ、松山市保健所生活衛生課まで持参又は郵送(封筒の表に「臨時職員(薬剤師)申込み」と朱書き)してください。なお、薬剤師免許証の写しを同封してください。
- (2) 受付期間は、平成26年6月23日(月)から平成26年7月7日(月)までの土曜・日曜を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、受付終了日の消印有効とします。

5 合格者の決定及び採用

- (1) 口述試験の評定により合格者を決定し、松山市臨時的任用職員(薬剤師)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に搭載します。
- (2) 採用は、最上位者を平成26年8月1日付けとし、他の候補者名簿登載者については欠員が生じた場合に、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。
- (3) 候補者名簿の有効期限は、平成27年3月31日です。

6 勤務条件

(1) 勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分まで、1日7時間45分、週38時間45分です。

(2) 週休日等は、次の通りです。

- ・週休日 毎週日曜日及び土曜日
- ・休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・休暇 ①年次有給休暇 年度につき最高10日(採用月により異なる)
②夏季休暇等あり

(3) 賃金等は、松山市臨時職員給与規則(昭和53年規則第27号)等により、原則、次のとおり支給されます。

基本賃金	諸手当
月額200,800円	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当

(4) 雇用期間は6ヶ月です。(成績により更新あり、ただし平成27年3月末日まで)

※これらの勤務条件は、改定されることがあります。

7 福利厚生等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上における災害補償

8 その他

受付期間終了後、試験日程を履歴書記載の現住所へ通知いたします。

9 お問い合わせ先

〒790-0813

松山市萱町六丁目30-5

松山市保健所 生活衛生課 食品衛生担当 (TEL 089-911-1808)